

令和 7 年

市議会 5 月臨時会議案参考資料



知立市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(承認第1号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (<u>ウ</u>に掲げるものを除く。) <u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>エ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (<u>ウ</u>に掲げるものを除く。) <u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (<u>第75条第1号ウ</u>に掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) 略</p>

改正後	改正前
3 略	3 略

知立市税条例改正の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
軽自動車税	二輪車の車両区分の見直し	条例 第75条 第80条	軽自動車税の種別割について、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る新たな税率区分を設け、その税率を50cc原付と同額の年額2,000円とするもの。	令和7年4月1日から

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第38号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>

改正後	改正前
<p>円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p>

## 国民健康保険税条例の改正の概要について

## 1 限度額引上げ

## (1) 改正内容

限度額 単位：円

	改正前(a)	改正後(b)	差(b)-(a)
医療分	650,000	660,000	10,000
後期分	240,000	260,000	20,000
介護分	170,000	170,000	0
合計	1,060,000	1,090,000	30,000

## (2) 知立市における影響

限度超過世帯数

	改正前(a)	改正後(b)	差(b)-(a)
医療分	119	113	△6
後期分	135	109	△26
介護分	99	99	0

被保険者数	世帯数
9,945	6,852
9,945	6,852
3,312	2,901

調定見込額 単位：円

	改正前(a)	改正後(b)	差(b)-(a)
医療分	904,744,761	905,910,256	1,165,495
後期分	347,398,640	349,771,792	2,373,152
介護分	115,487,763	115,487,763	0
合計	1,367,631,164	1,371,169,811	3,538,647

## 2 軽減判定所得の基準の引上げ

### (1) 改正内容

低所得者（5割・2割軽減世帯）に対する国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大

#### ア 5割軽減の拡大

(改正前) 基準額 43 万円 + <u>29 万 5,000 円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	→	(改正後) 基準額 43 万円 + <u>30 万 5,000 円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
--	---	--

#### イ 2割軽減の拡大

(改正前) 基準額 43 万円 + <u>54 万 5,000 円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	→	(改正後) 基準額 43 万円 + <u>56 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
--	---	---

### (2) 知立市における影響

#### ・医療分

軽減率	区分	改正前(a)	改正後(b)	差(b)-(a)	影響額
5割	世帯数	758 世帯	785 世帯	27 世帯	△841,500 円
	被保険者数	1,239 人	1,277 人	38 人	
2割	世帯数	707 世帯	717 世帯	10 世帯	△330,700 円
	被保険者数	1,137 人	1,174 人	37 人	

#### ・後期高齢分

軽減率	区分	改正前(a)	改正後(b)	差(b)-(a)	影響額
5割	世帯数	758 世帯	785 世帯	27 世帯	△331,250 円
	被保険者数	1,239 人	1,277 人	38 人	
2割	世帯数	707 世帯	717 世帯	10 世帯	△132,630 円
	被保険者数	1,137 人	1,174 人	37 人	

#### ・介護分

軽減率	区分	改正前(a)	改正後(b)	差(b)-(a)	影響額
5割	世帯数	311 世帯	320 世帯	9 世帯	△88,650 円
	被保険者数	369 人	378 人	9 人	
2割	世帯数	215 世帯	217 世帯	2 世帯	△10,420 円
	被保険者数	255 人	258 人	3 人	

影響額計	△1,735,150 円
------	--------------

※ 令和7年4月9日現在の被保険者数、課税所得及び税率を用いて試算